

## 令和5年度 運営指導における主な指導事例 (通所リハビリテーションに関する事項)

### 1 運営基準

#### (1) 指定通所リハビリテーションの基本的取扱方針について

**【事例】**

通所リハビリテーション計画の更新に当たって、サービスの実施状況及び目標の達成状況について、評価を行っていない。

ア サービスの実施状況及び目標の達成状況について評価を行い、サービス内容の変更等の必要性を把握してください。

### 2 介護報酬

#### (1) 平均利用延人員数の取扱いについて



**【事例】**

平均利用延人員数を計算するにあたり、適切な計算方法となっていない。

ア 前年度（3月を除く。）の1月当たりの平均利用人員数を用いて計算してください。

※ 前年度の実績が6月に満たない事業者又は前年度から定員を概ね25%以上変更した事業者においては、計算方法が異なるため、ご注意ください。

#### (2) 所要時間による区分の取扱いについて

**【事例】**

利用者家族の送迎等の都合により、通所リハビリテーション計画に位置付けている時間を超えてしまった日について、区分を上げて請求している。

ア 当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、指定通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められないものであり、この場合は当初計画に位置づけられた所要時間に応じた所定単位数を算定してください（このような家族等の出迎え等までの間のいわゆる「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えない。）。

### (3) 中重度者ケア体制加算について

#### 【事例】

指定基準に加え配置する介護・看護職員の常勤換算の計算方法が誤っている。

ア サービス提供時間帯を通じて看護職員を配置する必要があります。また、サービス提供時間帯を通じて配置している看護職員を加配時間を含めることはできません。

### (4) サービス提供体制強化加算について

#### 【事例】

職員の割合を管理するにあたり、適切な計算方法となっていない。

ア 結果的に要件を満たしていたが、適切に管理していなかったケースが多いため、ご注意ください。(誤りやすいポイントは下記のとおりです。)

✓ 職員の割合は、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いて計算しているか

※ 前年度の実績が6月に満たない事業所については、届日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いて計算してください。

### (5) 運動器機能向上加算の取扱いについて（介護予防）

#### 【事例】

リハビリテーション計画に運動器機能向上計画を盛り込んでいたが、盛り込むべき項目が記載されていない。

ア 運動器機能向上計画には、実施する運動の種類、実施期間、実施頻度、1回当たりの実施時間、実施形態等を記載する必要があります。